

年寄附分		市町村民税 道府県民税	寄附金税額控除に係る申告特例申請書	
寄附年を記入してください		提出日を記入してください		
年月日 伊豆の国市長 殿			整理番号	
住 所	寄附者情報を記入してください ※個人番号を忘れずに記入してください		フリガナ	
			氏 名	
電話番号			個人番号	
生年月日				

「個人番号」欄には、あなたの個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。

あなたが支出した地方税法第37条の2（第314条の7）第2項に規定する特例控除対象寄附金（以下「特例控除対象寄附金」という。）について、同法附則第7条第1項（第8項）の規定による寄附金税額控除に係る申告の特例（以下「申告の特例」という。）の適用を受けようとするときは、下の欄に必要な事項を記載してください。

（注1） 上記に記載した内容に変更があった場合、申告特例対象年の翌年の1月10日までに、申告特例申請事項変更届出書を提出してください。

（注2） 申告の特例の適用を受けるために申請を行った者が、地方税法附則第7条第6項（第13項）各号のいずれかに該当する場合には、申告特例対象年に支出した全ての寄附金（同項第4号に該当する場合にあっては、同号に係るものに限る。）について申告の特例の適用は受けられなくなります。その場合に寄附金税額控除の適用を受けるためには、当該寄附金の確定申告書又は市町村民税・道府県民税の申告書を提出してください。

1. 伊豆の国市に対する寄附に関する事項

寄附年月日	寄附金額
寄附年月日を記入してください	日 円

2. 申告の特例の適用に関する事項

申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合のみすることができます。①及び②に該当する場合、それぞれ下の欄の□にチェックをしてください。

① 地方税法附則第7条第1項（第8項）に	以下の2点に該当する場合、チェックしてください。 1. 確定申告の提出が不要である 2. 住民税申告の提出が不要である	<input type="checkbox"/>
----------------------	---	--------------------------

（注） 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者とは、①及び②に該当すると見込まれる者をいいます。

（1） 伊豆の国市に対する寄附金を支出する年の年分の所得税について所得税法第120条第1項の規定による申告書を提出する義務がない者又は同法第121条（第1項ただし書きを除く。）の規定の適用を受ける者

（2） 伊豆の国市に対する寄附金を支出する年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税・道府県民税について、当該寄附金に係る寄附金税額控除の控除を受ける目的以外に、市町村民税・道府県民税の申告書の提出（当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を含む。）を要しない者

② 地方税法附則第7条第2項（第9項）に	申請特例の適用を受ける地方団体数が5団体以下である場合にチェックしてください	<input type="checkbox"/>
----------------------	--	--------------------------

（注） 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者とは、この申請を含め申告特例対象年の1月1日から12月31日の間に申告の特例の適用を受けるための申請を行う地方団体の数が5以下であると見込まれる者をいいます。

----- (切り取らないでください。) -----

年 寄附分 市町村民税 寄附金税額控除に係る申告特例申請書受付書
道府県民税

受付日付印

※注意事項

寄附金税額控除に係る申告特例申請（ワンストップ特例申請）をした方が、以下の2点のいずれかに該当した場合は、**申告特例申請が無効**となりますので、**忘れずに「寄附金控除」の申告を行ってください。**

- 医療費控除などを受けるため確定申告や住民税申告を行った場合
- 申告特例の適用を受ける地方団体数が5団体を超えた場合